

三重労働局に
最賃引上げ支援キャンペーン特別相談窓口
を開設します

開設期間：令和元年8月22日（木）～令和元年9月30日（月）

お気軽に ご相談ください！

たとえば・・・

就業規則や賃金規定を
改定したいが・・・

最低賃金を上げる時に
活用できる助成金が
知りたい。

最低賃金は、いつから
適用されるの？



生産性を高め、賃金を
上げるためには？

特別相談窓口（8月22日(木)～9月30日(月)）

設置場所	実施日	相談時間	所在地	電話番号
三重労働局 雇用環境・均等室	期間中の毎日 (土日祝日は除く)	8時30分～ 17時15分	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 2階	059-226-2318 (支援策に関すること)
三重労働局 賃金室	期間中の毎日 (土日祝日は除く)	8時30分～ 17時15分	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 4階	059-226-2108 (最賃に関すること)

お問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室

所在地：〒514-8524 津市島崎町327-2 ・ 津第二地方合同庁舎
電話番号：059-226-2318